

## ◎放射性物質による環境の汚染の防止

### のための関係法律の整備に関する法

#### 律

(平成二五年六月二二日法律第六〇号)

一、提案理由(平成二五年五月二一日・衆議院環境委員会)

○石原国務大臣　ただいま議題となりました二法案について、  
その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……(略)……

次に、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律  
の整備に関する法律案について申し上げます。

環境基本法においては、放射性物質による環境汚染の防止の  
ための措置を原子力基本法等の関係法律に委ねておりましたが  
が、昨年成立した原子力規制委員会設置法により環境基本法が  
改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されました。  
このため、現在では、放射性物質による環境汚染の防止の  
ための措置が環境基本法の対象とされております。

一方、大気汚染防止法等の関係法律には、放射性物質による  
環境汚染について適用を除外とする規定が置かれているので、

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

放射性物質による環境汚染を防止するため、大気汚染防止法等  
の関係法律の規定の整備を行うこととし、本法律案を提出した  
次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げま  
す。

第一に、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正であ  
ります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を  
削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び公共用水域  
等の水質汚濁の状況を常時監視する規定を設けることとしてお  
ります。

第二に、環境影響評価法の一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を  
削除し、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染に  
ついても環境影響評価の対象とすることとしております。

第三に、南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正であ  
ります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を  
削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染  
等も含めて確認すること等としております。

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要について御説

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

一一一一

明申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告(平成二五年五月二八日)

○吉野正芳君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気の汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものであります。

両案は、去る十七日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十一日石原環境大臣から両案について提案理由の説明を聴取し、二十四日に質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一

致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

三、参議院環境委員長報告(平成二五年六月一七日)

○北川イッセイ君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案は、昨年の原子力規制委員会設置法による環境基本法の改正を踏まえ、現在も放射性物質に係る適用除外規定が置かれている大気汚染防止法等の関係法律について、当該規定を削除する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、アスベストの飛散防止及び健康被害救済への取組、適用除外規定が残る個別環境法の今後の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法

律の整備に関する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されておりま

す。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月一三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、原子力規制委員会設置法による改正前の環境基本法第十三条において「原子力基本法その他の関係法律」において委ねられてきた「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置」に関して、従来の措置の内容と効果について詳細に把握するとともに、環境基本法に照らし政府の施策は万全であつたかについて十分な検証を行うこと。

二、前項の検証に当たっては、環境基本法の目的・理念等と、従来原子力基本法、原子炉等規制法、放射線障害防止法等が目指してきたところとの異同について特に精査し、環境法制と原子力法制において新たに必要となつてきる措置について明確にすること。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

三、環境基本法第十三条の削除に伴う環境法令の整備に当たつては、単に適用除外規定の削除にとどまらず、環境基本法の目的・理念等を踏まえ、放射性物質に係る環境法制の再構築を図るとともに、環境基本法第二章に則り、放射性物質に係る環境の保全に関する基本的施策を可能な限り速やかに実施すること。

四、以上の趣旨を踏まえ、科学的、体系的に環境法制の再構築を行うため、放射線を始めとする各種の専門家による委員会を設置し、綿密かつ速やかな検討を行うこと。

右決議する。